

## 法人の移転にともなう法人町民税額の計算方法

【ケース②：年度途中で南関町の事務所等を廃止した場合】

分割法人で、算定期間中に事務所等を有していた月数が12ヵ月に満たない場合は、前述【ケース①】と同様に計算します。

●計算例：A市に本店がある法人で、4月10日に南関町の事業所等を廃止した場合の法人町民税

- ・事業年度・・・・・・・・・・・・・・・・ 1月1日～12月31日
- ・事業年度末日の従業員数・・・・・・ 18人（南関町）
- ・廃止前月末の南関町の従業者数・・ 10人
- ・法人税額・・・・・・・・・・・・・・・・ 55万円
- ・資本金等の額・・・・・・・・・・・・ 1,000万円

摘要		南関町	A市の場合 (税率は南関町と同様とする。)
事務所等が存在した期間		1月1日～4月10日 ⇒3ヵ月と10日間	1月1日～12月31日 ⇒12ヵ月
均等割	存在した月数	3ヵ月（端数切捨）	12ヵ月
	税額計算	50,000円×3ヵ月÷12ヶ月 =12,500円	50,000円
法人税割	存在した月数	4ヵ月（端数切上）	12ヵ月
	分割基準となる人数	10人（廃止の前月末の人数） ×4ヵ月÷12ヶ月 =3.33…人 ≒4人（端数切上）	18人（事業年度末日の人数）
計算上の全従業者数		A市18人＋南関町4人＝22人	
課税標準額の計算		550,000円÷22人×4人 =100,000円	550,000円÷22人×18人 =450,000円
税額計算		100,000円×12.3% =12,300円	450,000円×12.3% =55,755円 ≒55,700円（100円未満切捨）
法人町民税額合計		12,500円＋12,300円 =24,800円	50,000円＋55,700円 =105,700円